

# 学校における働き方改革

## アクション・プラン（第3期）

令和6年4月

長沼町教育委員会

## 目 次

1	はじめに	P. 1
2	働き方改革に関する動き	P. 1
3	アクション・プラン（第3期）の基本的な方針	P. 2
4	目標と目指す姿、重視する視点、重点的に実施する取組及び期間	P. 2
5	教育委員会及び町立学校の役割	P. 3
6	推進体制と取組の検証・改善	P. 3
7	保護者や地域住民等への理解促進	P. 3
8	学校・教員が担う業務の明確化	P. 4
9	アクション・プランの具体的な取組	P. 5
	<b>取組① 校務の効率化と役割分担の推進</b>	P. 5
	(1) ICTの活用による校務効率化の推進	
	(2) 保護者・地域等との連携協働	
	(3) 学校給食費の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減	
	<b>取組② 部活動指導に関わる負担の軽減</b>	P. 5
	(1) 部活動休養日等の完全実施	
	(2) 大会等に係る負担の軽減	
	(3) 部活動の地域移行	
	<b>取組③ 学校運営体制の見直しなどによる改善</b>	P. 6
	(1) 教頭の業務縮減	
	(2) 学校行事の精選・重点化	
	(3) 適切な勤務時間の管理等	
	(4) 町立学校の組織運営に関する見直し	
	<b>取組④ 意識の変容を促す取組</b>	P. 7
	(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進	
	(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進	
	(3) これまでの取組の着実な推進	
	<b>取組⑤ 学校サポート体制の充実</b>	P. 9
	(1) メンタルヘルス対策の推進等	
	(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	
	(3) 調査業務等の見直し	
	(4) 学校が作成する計画等の見直し	
	(5) 勤務時間外の電話対応や保護者との連絡手段の見直し	
	<b>学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項</b>	P. 10

## 1 はじめに

- 3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やDX・GXの進展など、社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしている。
- このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。
- そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められている。
- 一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を上向きさせていくことが喫緊の課題となっている。
- 学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要がある。

## 2 働き方改革に関する動き

- ・平成 29 年 12 月 「学校における働き方改革に関する緊急対策」(文科省)
- ・平成 30 年 3 月 「道アクション・プランの策定」(北海道)
- ・平成 30 年 6 月 「町アクション・プランの策定」(長沼町)
- ・平成 31 年 1 月 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文科省)
- ・平成 31 年 3 月 「道アクション・プランの一部改正」(北海道)  
「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(文科省)
- ・平成 31 年 3 月 「町アクション・プランの一部改正」(長沼町)
- ・令和 元年 7 月 「道アクション・プランの一部改正」(北海道)
- ・令和 元年 9 月 「町アクション・プランの一部改正」(長沼町)
- ・令和 元年 12 月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布(文科省)
- ・令和 2 年 1 月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(文科省)
- ・令和 2 年 3 月 「町アクション・プランの一部改正」(長沼町)
- ・令和 3 年 3 月 「道アクション・プラン(第2期)の策定」(北海道)
- ・令和 3 年 4 月 「町アクション・プランの一部改正」(長沼町)
- ・令和 6 年 3 月 「道アクション・プラン(第3期)の策定」(北海道)

### 3 アクション・プラン（第3期）の基本的な方針

- (1) 学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。」である。
- (2) 教育委員会ではこれまでもアクション・プランに基づき町立学校における働き方改革を進めてきたが、更なる働き方改革の理念を実現するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえた新たなアクション・プランを策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していく。

### 4 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

#### 【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内）とする。

#### 【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

#### 【重視する視点】

改革を『自分事』に
『自走』するチーム
地域との『協働』

⇒

ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教育職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長

⇒

未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築

⇒

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教育職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

#### 【重点的に実施する取組】

- ① ICTの活用による校務効率化の推進
- ② 保護者・地域等との連携協働
- ③ 部活動休養日等の完全実施
- ④ 教頭の業務縮減
- ⑤ 働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥ メンタルヘルス対策の推進等

#### 【取組期間】

道アクション・プランとの整合性を図るため、取組期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、教育委員会と学校で連携・協力しながら、目標の達成に向けて全力で取り組む。

## 5 教育委員会及び町立学校の役割

### (1) 教育委員会の役割

- ア 町立学校における働き方改革を進めるための取組を実施する。
- イ 毎年度、町立学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ウ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた町立学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

### (2) 町立学校の役割

- ア 町立学校は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- イ 町立学校は、アクション・プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

## 6 推進体制と取組の検証・改善等

### (1) 推進体制

教育委員会学校教育課長を中心に、学務係が本アクション・プランを一元的に管理する。

### (2) 取組の検証・改善

教育委員会は、毎年度、長沼町校長会等において取組を検証し、検証結果及び国の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行う。

### (3) 検証結果の提供

教育委員会は、町立学校が計画的に学校における働き方改革に向けた取組を進めるよう促す。

## 7 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。

このため、町立学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、教育委員会においては、長沼町PTA連合会、長沼町学校運営協議会等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に周知する。

## 8 学校・教員が担う業務の明確化

教育委員会及び町立学校は、緊急提言で改めて示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努める。

業務の適正化の推進にあたっては、緊急提言で併せて示された「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による『対応策の例』」も参考に、道教委、教育委員会、町立学校のそれぞれが役割を果たしながら、取組を進める。

各学校において、子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で廃止・縮小することも積極的に検討する。

### 【学校・教員が担う業務に係る3分類】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整  ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等）  ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

## 9 アクション・プランの具体的な取組

### 取組① 校務の効率化と役割分担の推進

#### (1) ICTの活用による校務効率化の推進

- ア 教育委員会は、道教委の取組を参考に、校務の効率化を図るとともに、GIGAスクール構想や学校DXを推進し、学習系コンテンツや校務支援システムなどのICT環境整備を継続して行う。
- イ 町立学校は、教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。

#### (2) 保護者・地域等との連携協働

- ア 教育委員会は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、学校の業務の実情や働き方改革の各種取組について積極的に周知する。
- イ 町立学校は、保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から、学校の取組などについて幅広く情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校だよりやホームページ等で公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知する。

#### (3) 学校給食費の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

教育委員会は、国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」等を参考に、学校給食費の公会計化と併せて徴収・管理等の業務を学校の設置者が行うことを検討する。また、学校徴収金の徴収・管理を、「学校以外が担うべき業務」として、教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、教育委員会が取り扱うことや、徴収等の業務を教員が担っている場合は、事務職員が一括して管理すること、口座振替、インターネットバンキングの活用など、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を進める。

### 取組② 部活動指導に関わる負担の軽減

#### (1) 部活動休養日等の完全実施

- ア 教育委員会は、「北海道の部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。また、部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであることや、必要に応じて勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

イ 町立学校は、特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減について配慮する。

## ○ 方針の概要

### 1 部活動休養日の実施

- ・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。また、学校閉庁日は、休養日とすること。
- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。

### 2 部活動の活動時間（※1）

- ・1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度とすること（生徒の最終下校時刻を設定）。また、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。
- ・休業日の活動時間は、大会やコンクール等（※2）の前で（※3）の場合を除く。
  - ※1 準備、後始末その他部活動に附随する時間を含む。
  - ※2 中体連、道吹奏楽連盟等が主催する大会、コンクール等
  - ※3 開催日の前日から起算して1か月以内の期間の場合

## （2）大会等に係る負担の軽減

町立学校は、部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

## （3）部活動の地域移行

ア 教育委員会は、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」に基づき、中学校の休日の部活動を地域移行することを基本とし、令和7年度（2025年度）までに、取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

イ 町立学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、教育委員会や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

## 取組③ 学校運営体制の見直しなどによる改善

### （1）教頭の業務縮減

教育委員会は、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。



- ① 調査業務の見直しや簡素化
- ② 学校に関する業務の縮小・簡素化
- ③ 事務職員等との役割分担

## (2) 学校行事の精選・重点化

- ア 教育委員会は、学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、町立学校の取組に必要な支援を行う。
- イ 町立学校は、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上、真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図る。

## (3) 適切な勤務時間の管理等

- ア 教育委員会は、児童生徒等の登下校時刻や部活動、町立学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。
- イ 町立学校は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定する。また、職員の勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保する。

## (4) 町立学校の組織運営に関する見直し

- ア 教育委員会は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

## 取組④ 意識の変容を促す取組

### (1) 働き方改革の意識を高める取組の推進

- ア 教育委員会は、これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、町立学校の管理職の意識改革を一層進め、管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。
- イ 町立学校は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する具体的な目標（時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など）を設定する。

### (2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ア 町立学校は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進める。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上の子次有給休暇の取得促進

イ 町立学校は、保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻の設定や、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図る。

ウ 町立学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。

エ 町立学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

### (3) これまでの取組の着実な推進

ア 教育委員会は、令和元年(2019年)に導入した「出退勤管理システム」を活用し、職員の在校等時間を客観的に計測・記録する。なお、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録するなど、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努める。また、教育委員会は、教育職員の在校等時間等を適宜、ホームページ等にて公表する。

イ 町立学校は、職員の心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、休養を取りやすい環境を整備する。

- 1 実施目的  
職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため
- 2 設定期間
  - ・ 8月15日前後の3日間に設定することを基本とする。(夏季学校閉庁日)
  - ・ 年末年始の休日は、学校閉庁日とする。
- 3 服務上の取扱等
  - ・ 夏季学校閉庁日は、年休、夏休、振休等をあてる。
  - ・ 休暇取得を強制しない。
  - ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行う。(管理職の出勤は不要)
  - ・ 学校閉庁日は、部活動休養日に設定
- 4 保護者への周知  
学校だより等にて周知

ウ 町立学校は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。

## 取組⑤ 学校サポート体制の充実

### (1) メンタルヘルス対策の推進等

教育委員会は、教育職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックや面接指導等を引き続き実施する。

### (2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

教育委員会は、学校のみでは対応が難しい学校運営上の課題の解決や、児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。

### (3) 調査業務等の見直し

ア 教育委員会は、教育職員の事務負担を軽減するため、町立学校を対象として行う調査について、その必要性と手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。

イ 教育委員会は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。

ウ 教育委員会は、各種団体からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、町立学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

### (4) 学校が作成する計画等の見直し

ア 教育委員会は、町立学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。

イ 教育委員会は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。

ウ 教育委員会は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、町立学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

エ 教育委員会は、町立学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

### (5) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

教育委員会は、町立学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性和意義を発信し、町立学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進する。

## 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。  
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 教育委員会及び町立学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、町立学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。  
教育委員会及び町立学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。